

申請からご利用までの流れ

【(1) 市区町村の福祉担当窓口での登録】

障害者割引（以下、「本割引」といいます。）をお受けになるためには、市区町村の福祉担当窓口で事前に登録が必要です。
登録に必要な書類等は次のとおりです。

項 目	必 要 書 類 等
ETCをご利用にならない場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
ETCをご利用になる場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ④ETCカード（障害者ご本人名義のもの） ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。（6ページ参照）

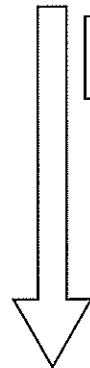


【(2) 市区町村の福祉担当窓口での申請及び確認】

- ・「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」（11ページ参照）に必要な事項をご記入のうえ、窓口へ提出してください。
この冊子の4ページ以降に記載されている本割引の適用要件を満たしている場合、身体障害者手帳又は療育手帳（以下、「手帳」といいます。）に次の①～③を記載させていただきます。
①本割引の対象である旨（障害者ご本人以外の方の運転が認められる場合はその旨）
②自動車登録番号又は車両番号（以下、「自動車登録番号等」といいます。）
③割引有効期限
- ・ETCを利用しての本割引の適用を希望される場合は、市区町村の福祉担当窓口において「ETC利用対象者証明書」（13ページ参照）の発行をあわせてお受けください。



ETCをご利用になる場合



ETCをご利用にならない場合

【(3) 有料道路事業者への登録申込】

- ・発行された「ETC利用対象者証明書」を同時にお渡しする封筒に入れ、ポストに投函してください。（郵便切手（80円）を貼付してください。）。
- ・後日、ETCでのご利用が可能となる日を書面にて通知いたします（投函より2週間程かかります。ご利用が可能となる日より前にETCレーンを通線通行されますと本割引は適用されませんので、ご注意ください。）。



【(4) 有料道路のご利用】

- ・事前に登録されたETCカードを、登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを通線通行した場合に限り、システム上でデータを確認し、割引処理が行われます（料金所の料金表示器やETC車載器には本割引適用後の料金は表示されません。）。
- ・係員にETCカードを渡してお支払いされる場合は、係員に手帳を呈示しETCをご利用されていることをお申し出ください。登録されたETCカードでのお支払い時でも手帳の呈示なしでは本割引が適用されませんので、有料道路利用時には必ず手帳を携行するようにしてください。

【(3) 有料道路のご利用】

- ・料金お支払時に、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて手帳をご呈示いただくか、係員に手帳をお渡しください。
料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただいたうえで本割引を適用いたしますので、確認後に所定の料金をお支払いください。記載事項の要件を満たしていない場合又は記載事項を確認させていただけなかった場合は本割引が適用されませんので予めご了承ください。

申
請

利
用

【重 要】

= 必ずお読みください =

1 有料道路のご利用にあたっての留意事項

(1) ETC をご利用にならない場合

①料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて手帳をご呈示いただくか、料金所係員に手帳をお渡しください（無人の料金所（料金精算機又は自動収受機設置レーン）においては、料金精算機又は自動収受機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。）。

②料金所係員は必要な記載事項等を確認させていただいたうえで本割引を適用いたしますので、確認後所定の料金をお支払いください。

※手帳の記載事項の要件を満たしていない場合又は記載事項を確認させていただけなかった場合は、本割引が適用されませんので予めご了承ください。

※本割引をお受けになる場合、料金は、現金、クレジットカード又はETCカード（カード会社が発行するETCクレジットカード及び高速道路6会社が共同して発行するETCパーソナルカードがご利用可能です。大口・多頻度割引専用のETCコーポレートカードはご利用いただけません。以下同じ。）のうち、ご利用になる有料道路において利用可能な支払手段によりお支払いください。

(2) ETC をご利用になる場合

事前に本割引適用のために登録された ETC カードを、登録された ETC 車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入して ETC レーンを無線通行してください。

※料金所の料金表示器や ETC 車載器等には本割引適用後の料金は表示されません（後日、カード会社等から請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。）。

※登録された ETC カードを登録された ETC 車載器に挿入して ETC レーンを無線通行した場合以外でのご利用では本割引が適用されませんので、ご注意ください。

※ ETC 未整備料金所や点検等により ETC レーンをご利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には料金所係員に ETC カードを渡してのお支払いとなります。この場合は事前に本割引のために登録されている ETC カードでのお支払いの場合でも、係員への手帳の呈示が必要となります（手帳の呈示なしでは本割引が適用になりません。）。このため、有料道路をご利用される際は、必ず手帳を携行してください。

2 更新申請・変更申請について

以下の場合には市区町村の福祉担当窓口での更新・変更の申請が必要となります。なお、更新・変更の申請においても、新規登録と同様の書類が必要となります。

(1) 更新申請【2 年毎の更新が必要です。】

- ・更新申請は、割引有効期限の 2 ヶ月前から行うことができます（同時に変更申請を行うことができます。）。
- ・更新申請を行わずに割引有効期限を過ぎた場合には、本割引は適用されず通常料金をいただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・ETC レーンを無線通行する場合は、割引有効期限の 2 週間前までに更新申請を行い、「ETC 利用対象者証明書」を有料道路 ETC 割引登録係に郵送してください。後日、「登録情報変更結果のご案内」の書面を郵送いたします。

(2) 変更申請【以下の事項が変更となる場合に必要です。】

ETC をご利用されていない場合	・ 自動車登録番号等 ・ 自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証上の所有者、使用者
ETC をご利用されている場合	・ 自動車登録番号等 ・ 自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証上の所有者、使用者 ・ ETC カードの名義、番号 ・ ETC 車載器の管理番号 ・ 申請者の名前、住所



ETC 利用対象者証明書を郵送してください。

3 ご不明な点につきましては、ご利用される有料道路を管理する会社・公社等にお問い合わせください。

しんせいしょ きにゆうほうほう

申請書の記入方法について

①申請書を市区町村の福祉担当窓口へ提出する日

②障害者ご本人の氏名、住所、生年月日
(代理人の方が申請する場合でも、障害者ご本人の氏名、住所、生年月日を記入してください。)

③記載を受ける手帳の手帳番号(重複して手帳を交付されている方は両方の番号とも記入してください)

④要件を満たしている自動車(1台)のナンバーとその所有者

⑤要件を満たしているETCカード(1枚)の名義と番号
(※ETCカードは、障害者ご本人名義のものに限ります。ただし、未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人(家庭裁判所が選任した未成年後見人等)名義のものも対象になります。)

⑥要件を満たしているETC車載器(1台)の管理番号(型式番号は記入しないでください)

様式1

福祉担当窓口用

ゆうりょうどうろくしょうがいしゃ わりびきしんせいしょ けん りようしんせいしょ
有料道路障害者割引申請書 兼 ETC利用申請書

太枠内のみご記入ください。(枠からはみ出さないよう丁寧に記入して下さい) 新規・変更・更新

申請年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
ふりがな	にほん たろう
申請者氏名	日 本 太 郎 生年月日(西暦) 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
ふりがな	〇〇〇〇
住 所	〒111-1111 東京都〇〇区〇〇1-1-1
日中連絡をとることができる連絡先	電話 〇〇〇〇(〇〇) 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇(〇〇) 〇〇〇〇
身体障害者手帳又は療育手帳の手帳番号	東京-〇〇〇〇〇〇〇〇
自動車登録番号又は車両番号	品川500 は 〇〇-〇〇 【記載例：品川〇〇〇あ〇〇-〇〇】
自動車の所有者(注1)	氏 名 日 本 太 郎 続柄等 本人
☐ 本人の運転による割引が認められる場合 ☐ 本人以外の者の運転による割引が認められる場合(本人の運転の場合も割引が適用されます)	
ETCカード(注2)	名 義 (カナ又はローマ字) ニホンタロウ (TARO NIHON) 番 号 (左詰：14～19桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 続 柄 本人
ETC車載器(注3)	管理番号 (5桁-8桁-6桁) 1 2 3 4 5 - 1 2 3 4 5 6 7 8 - 1 2 3 4 5 6

※ETCカードの番号及びETC車載器の管理番号は左詰めで記入してください。

ETC割引有効期限	年 月 日	整理番号	□ □ □ □ - □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
割引有効期限	年 月 日		

【記入上の注意】
(注1)
・ 自動車検査証又は軽自動車届出済証上の所有者の氏名を記入してください。
・ 割賦契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合は、自動車検査証又は軽自動車届出済証上の使用者の氏名を記入してください。
・ 続柄等は申請者との関係を記入してください。(重度の障害をお持ちの方で、継続して日常的に介護している方の所有する自動車を登録する場合は「介護者」と記入してください。)
(注2)
・ ETC利用申請をされない方は記入の必要はありません。
・ 名義・番号はETCカードのとおり記入してください。(障害者ご本人名義のものに限ります。ただし未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による割引の適用を受け、かつご本人の運転による割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のものも対象になります。)
※その他の注意事項につきましては、「有料道路における障害者割引制度のご案内」の内容を、ご手紙のうえ、申請してください。

ゆうりょうどうろ しょうがいしゃわりびきせいで あんない
「有料道路における障害者割引制度のご案内」

1. 割引制度の内容

全国の有料道路事業者が統一的に実施する有料道路における障害者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置をさせていただくものです。

また、有料道路制度は、道路の建設・管理等に要する費用を、お客様からいただく料金収入でまかなっています。

よって、本割引は、他のお客様のご負担により実施していることから、ご利用目的や対象となる自動車の範囲については、他のお客様から広く理解を得られるものとする必要があるため、以下のとおり一定の要件を設けさせていただいております。

本割引制度の趣旨をご理解いただき、ご利用ください。

(1) 対象障害者の範囲

①障害者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けられているすべての方が対象になります。

②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害^(注)をお持ちの方が対象になります（身体障害者手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害をお持ちの方は、障害者ご本人で運転される場合も対象になります。）。

(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。

(15才未満の重度の身体障害者の方について、その保護者の方が代わって身体障害者手帳の交付を受けられている場合は、身体障害者ご本人が乗車されていない場合、本割引の対象にはなりません。)

なお、本割引の適用を受けるためには、以下に記載のとおり、事前登録が必要です。

(2) 対象自動車の範囲

上記に記載した本割引制度の趣旨に合致したご利用に限定して本割引を適用させていただくため、障害者の方が日常生活を営む上で通常必要と考えられるご利用を対象とさせていただく観点から、障害者の方お1人につき、以下の①及び②双方の要件を満たす車両1台を事前にご登録いただき、登録車両のみを本割引の対象とさせていただきます。

本割引制度の趣旨を鑑み、通勤、通学、通院等の日常生活に本割引をご活用いただきますようお願いいたします。

①車種要件について

自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）において、以下の事項を満たしていること。

【自家用・事業用の別】

- 「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用と記載されている場合、対象となりません。）のうち、

《乗用自動車》…「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象となります。）。

《貨物自動車》…「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。

《特種用途自動車》…「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。

《二輪自動車》…総排気量が125ccを超えるもの。

②所有者要件について（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている事項）

【所有者の氏名（個人名義のものに限ります。）】

i) 障害者ご本人が運転される場合

- 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

ii) 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合

- 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方

※割賦購入（ローン）又は長期リース（レンタカー等短期リースは含みません。）により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に、上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります（割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限り対象となります。）。

③対象とならない自動車

次の自動車は対象になりません（①及び②の要件を同時に満たしている場合も含みます。）。

- 割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの（法人名義の自動車を個人的に利用している場合も本割引の対象になりません。また、福祉施設等が所有する自動車も本割引の対象になりません。）。
- 自動車検査証等の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているもの。
- 貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- 外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。
- ①及び②の要件を同時に満たさないもの。

※ レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等も本割引の対象となりません。

(3) 割引金額

通常料金の半額を割引きます。

ただし、割引後の料金の額に端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により、お支払い額を10円単位又は50円単位で切り上げさせていただきます。

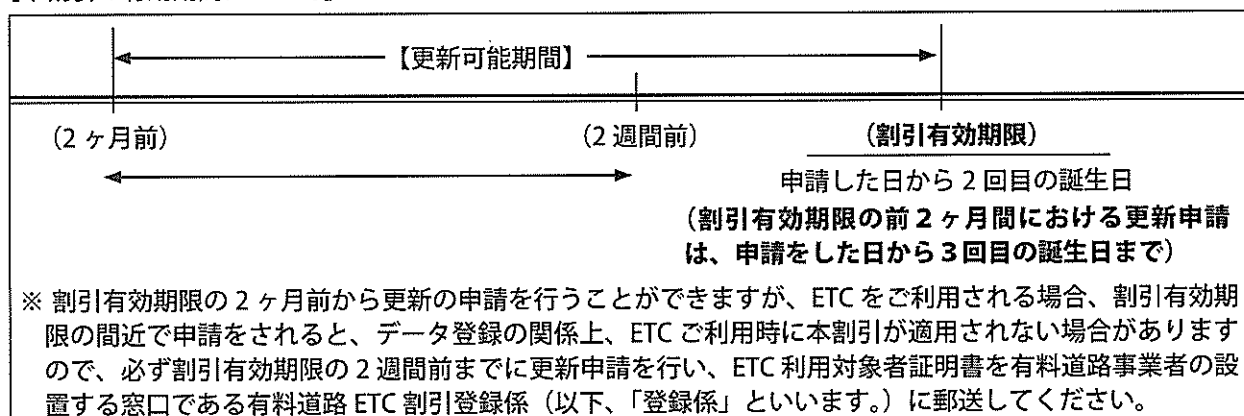
なお、本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引がありますので、ご注意ください。

(4) 割引有効期間

割引有効期間は、新規及び変更の申請時においては、その手続が完了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。なお、更新の申請時（割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限の前日における申請）においては、その手続が完了した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）までとなります。

手帳に記載されている割引有効期限（ETC割引有効期限）を過ぎている場合は、本割引の対象となりません。

【本割引の有効期間について】



(5) 事前登録

本割引をお受けになるには、手帳を管理している（手帳に住所記載のある）市区町村の福祉担当窓口において事前に登録が必要です。また、有効期限が過ぎた後も引き続き本割引を受ける場合や登録事項に変更が生じた場合も、同様です。

なお、手帳及び代理人であることを証する書面（委任状）をもって、代理人による申請を行うことができます。

①当初申請

新規に本割引をお受けになる場合又は割引有効期限を過ぎた後に改めて本割引をお受けになる場合には、新規に割引申請が必要です。また、E T Cを利用して本割引をお受けになる場合、あわせてE T C利用申請が必要です。

i) 割引申請（全ての方が対象となります）

市区町村の福祉担当窓口において、必要事項を記入した「有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書」（本書11ページ以降）（以下、「申請書」といいます。）を提出し、確認を受けてください。

※申請書のお客様控えは大切に保管してください。

本割引をお受けになる要件を満たしている場合は、身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄へ本割引の対象である旨（障害者ご本人以外の方の運転が認められる場合はその旨）、自動車登録番号等及び割引有効期限の記載をいたします。

●市区町村の福祉担当窓口での申請にあたっては、次の書類等をお持ちください。

ア) 障害者ご本人の手帳

イ) 手帳に自動車登録番号等の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等

ウ) 障害者ご本人の運転免許証（障害者ご本人が運転される場合）

※この他に要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。

●委任状…代理人申請の場合

●住民票等…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
か否か判断する場合

●割賦契約書又はリース契約書…割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合

ii) E T C利用申請（E T Cをご利用になる方のみが対象です。）

E T C利用の要件として、E T Cカード（カード会社が発行するE T Cクレジットカード及び高速道路6会社が共同して発行するE T Cパーソナルカードがご利用可能です。大口・多頻度割引専用のE T Cコーポレートカードはご利用いただけません。以下同じ。）は名義人が障害者ご本人のもの^(注)1枚に限定されます。また、E T C車載器は手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業を行ったもの1台に限定されます（登録されたE T Cカードを、登録されたE T C車載器に挿入し、E T Cレーンを無線通行した場合のみ本割引が適用されます。）。

(注) 未成年の重度の障害者の方で障害者ご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつ、障害者ご本人が運転して本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のE T Cカードも対象となります。

E T C利用申請を行った場合、E T C割引有効期限が設定されます。E T C割引有効期限は、手帳に記載されている割引有効期限と同じとなります。ただし、未成年の重度の障害者の方が、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のE T Cカードを利用する場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の方の20歳の誕生日を越えて設定されている場合は、当該障害者の方の20歳の誕生日までがE T C割引有効期限となります。

その際、引き続きE T Cでの本割引の適用を受けようとする場合は、当該障害者本人名義のE T Cカードに切り替えのうえ、再度E T C利用登録の申請を行っていただく必要があります。

E T C利用申請は、i) と同一の申請書において同時に申請することができます。この場合、i) の必要事項に加え、E T C利用に必要な事項を記入した申請書を提出し、「E T C利用対象者証明書」(申請書の3枚目)(以下、「証明書」といいます。)の発行をお受けください。

発行を受けた証明書は、同時にお渡しする所定の封筒に切手を貼付のうえ登録係に郵送してください。登録後、E T C利用が可能となる日を書面にて通知いたします。

※ E T Cでのご利用が可能となる日(書面にて通知させていただく日)より前に、料金支払い料金所でE T Cレーンを無線通行されますと、本割引は適用されず、通常料金をいただくことになりますので、ご注意ください。

● 市区町村の福祉担当窓口での申請にあたっては、i) に必要な書類等に加え、次の書類等をお持ちください。

ア) ご利用されるE T Cカード(障害者ご本人名義に限ります。ただし、未成年の重度の障害者の方で本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつ、障害者ご本人が運転しての本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人(家庭裁判所が選任した未成年後見人等)名義のE T Cカードも対象となります。)

イ) E T C車載器セットアップ申込書・証明書など登録を受けようとする自動車に取り付けられたE T C車載器の車載器管理番号が確認できるもの

②更新申請

割引有効期限を過ぎた後も継続して本割引をお受けになるためには、更新申請が必要です。

更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限の前日まで行うことができます(同時に登録事項の変更を行うことができます。)

更新申請の際にお持ちいただく書類等は、当初申請の際に必要な書類等と同じです。

更新申請を行った場合、新たな割引有効期限は申請をした日から3回目の誕生日(最長2年2ヶ月先)となります。更新申請を行わずに割引有効期限を過ぎた場合には、本割引は適用されず、通常料金をいただくこととなりますので、ご注意ください。

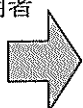
また、E T Cをご利用される場合、割引有効期限の間近で申請されると、データ登録の関係上、E T Cご利用時に本割引が適用されない場合がありますので、必ず割引有効期限の2週間前までには更新申請を行い、証明書を登録係に郵送してください。更新手続きが完了次第『登録情報変更結果のご案内』の書面を郵送いたします。有効期限までに当該書面が到着しない場合は、登録係にご確認ください。

●お問い合わせ先 有料道路E T C割引登録係 ☎045-477-1233(受付時間: 平日9時~17時)

③変更申請

割引有効期限内に下表の事項を変更する場合には、変更申請が必要となります。変更申請の際にお持ちいただく書類等は、当初申請の際に必要な書類等と同じです。

【変更申請が必要な事項】

E T Cをご利用されていない場合	・自動車登録番号等 ・自動車の自動車検査証等上の所有者、使用者	 E T C利用対象者 証明書を郵送し てください。
E T Cをご利用されている場合	・自動車登録番号等 ・自動車の自動車検査証等上の所有者、使用者 ・E T Cカードの名義、番号 ・E T C車載器の管理番号 ・申請者の名前、住所	

※変更申請を行った場合、割引有効期限は手続きが完了した日から2回目の誕生日となります。

また、E T Cをご利用される場合は、証明書を登録係に郵送してください。変更申請後にE T C利用が可能となる日は、書面にて通知いたします。

※登録情報の変更期間中は、料金所係員に手帳を呈示して料金をお支払いください。「登録情報変更結果のご案内」の書面が届く前に、料金支払い料金所でE T Cレーンを通線通行されますと、本割引が適用されず、通常料金をいただくことになります。また、手帳を呈示する際は、E T Cをご利用されていることをお申し出ください。

(6) 利用方法

①E T C以外でご利用の場合（入口（通行券発行）料金所ではE T Cレーンを通線通行し、料金を支払う料金所で係員にE T Cカードを渡して料金を支払う場合を含みます。）

料金のお支払い時において、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、以下の確認事項が記載されたページを開いて手帳をご呈示いただくか、料金所係員に手帳をお渡しください（無人の料金所（料金精算機又は自動収受機設置レーン）においては、料金精算機又は自動収受機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。）。
料金所係員は、

（ア）対象者である障害者ご本人が運転していること（障害者ご本人以外の方の運転による割引が認められる場合は障害者ご本人が乗車していること。）

（イ）手帳に自動車登録番号等が記載された自動車でのご利用であること

（ウ）割引の有効期限内であること

を確認させていただいたうえで本割引を適用いたしますので、確認後に所定の料金をお支払いください。

なお、確認の結果、記載事項の要件を満たしていない場合又は記載事項を確認させていただけなかった場合は、本割引が適用されませんので、予めご了承ください。

※無人の料金所においては、料金精算機又は自動収受機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員を呼び出してください。事務所内の料金所係員が対応いたします。

②E T C無線通行の場合

事前に登録されたE T Cカードを、登録されたE T C車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入してご通行ください。

E T Cレーンを通線通行しますと、システム上でデータを確認し、割引処理が行われます。

※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません（実際にご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。）。

なお、E T C未整備料金所や点検等によりE T Cレーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合などには料金所係員にE T Cカードを渡してお支払いとなります（無人の料金所（料金精算機又は自動収受機設置レーン）においては、料金精算機又は自動収受機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。）。この場合は事前に本割引のために登録されているE T Cカードでのお支払いの場合でも、係員への手帳の呈示が必要となります（手帳の呈示なしでは本割引が適用されません。）。このため、有料道路をご利用される際は、必ず手帳を携行するようにしてください。また、手帳をご呈示いただく際は、E T Cをご利用されていることをお申し出ください。

(7) 支払手段

本割引をお受けになる場合、料金は、現金、クレジットカード又はE T Cカードのうち、ご利用になる有料道路において利用可能な支払手段によりお支払いください。

(8) 違反行為に対する措置

対象である障害者の方が他人に本割引を受けさせたと有料道路事業者が認めた場合や虚偽の申請を行った場合は、本割引の適用を2年間停止し、本割引停止の旨を手帳へ記載します。

また、対象である障害者以外の方が本割引を受けた場合は、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通常料金の他に不法に免れた額の 2 倍の額を割増金としてお支払いいただきます。

(9) 対象道路 (平成 24 年 4 月 1 日現在) 道路整備特別措置法に基づく有料道路

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、青森県道路公社、宮城県道路公社、山形県道路公社、福島県道路公社、茨城県道路公社、栃木県道路公社、埼玉県道路公社、千葉県道路公社、神奈川県道路公社、山梨県道路公社、長野県道路公社、富山県道路公社、石川県道路公社、静岡県道路公社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、三重県道路公社、福井県道路公社、滋賀県道路公社、京都府道路公社、大阪府道路公社、大阪市道路公社、兵庫県道路公社、神戸市道路公社、奈良県道路公社、広島県道路公社、広島高速道路公社、高知県道路公社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、北九州市道路公社、佐賀県道路公社、長崎県道路公社、熊本県道路公社、宮崎県道路公社、鹿児島県道路公社、大阪市が管理する有料道路。(対象道路は変更される場合があります。)

2. 留意事項

次のような場合には、通常料金をいただくことになりますので、ご注意ください。

- ① 障害者で本人の運転による本割引の適用が認められている場合で、障害者で本人が運転していない場合
- ② 障害者で本人以外の方の運転による本割引の適用が認められている場合で、障害者で本人が乗車されていない場合
- ③ 料金を支払う料金所において、手帳をご呈示いただけない、また、本割引に必要な記載内容を確認させていただけない場合（手帳以外の手帳所持証明書、駐車禁止除外指定車証票等の書類では本割引は適用されません。）
- ④ 手帳に自動車登録番号等及び割引有効期限など必要事項が記載されていない場合
- ⑤ 手帳に記載されている割引有効期限を過ぎている場合及び ETC 割引有効期限を過ぎている場合
- ⑥ 事前に登録された ETC カードを、登録された ETC 車載器に挿入しての通行でない場合（登録された ETC 車載器のセットアップ情報が、手帳に記載された自動車と異なる場合は、本割引は適用されません。）
- ⑦ 手帳に記載されていない自動車で行った場合
- ⑧ レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車、営業に利用している自動車などで通行された場合
- ⑨ 手帳の記載内容等が改ざんされている場合
- ⑩ けん引車両をけん引して通行した場合
- ⑪ その他有料道路における障害者割引制度の要件を満たさない場合

後日、利用状況について、有料道路事業者から問い合わせる場合があります。

利用状況を確認した結果、割引の要件を満たしていないことが確認された場合には、割引を取り消し、通常の料金をいただくことになります。なお、違反行為が認められた場合には、違反行為に対する措置を講じます。

深夜割引などの ETC 時間帯割引と本割引は、重複して適用されません。

ETC マイレージサービスなど登録が必要な他の割引については、本割引の手続きとは別に、割引ごとにそれぞれ所定の登録手続きが必要となりますのでご注意ください。

3. ETC 利用登録の削除

ETC 利用登録をされている方で、① ETC を利用されなくなった場合、②対象障害者の方が亡くなられた場合、③対象障害者の方の障害が治癒した場合、④その他事情により手帳を返納した場合は、書面による登録の削除の手続きが必要です。

●お問い合わせ先 有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233（受付時間：平日 9 時～ 17 時）

●有料道路 ETC 割引登録係における個人情報の取り扱いについて

有料道路 ETC 割引登録係の運営を行う東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社（以下「五会社」といいます。）は個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、お客様からの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客様の個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

（１）管理のための措置

- ・五会社は、五会社がそれぞれ定める個人情報保護規程にしたがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、お客様の情報を厳重保護いたします。

（２）個人情報の収集

- ・五会社は、ETC 走行時における身体障害者等の割引（以下「障害者割引」といいます。）を適用するために、ETC 利用対象者証明書等で、氏名、生年月日、住所、電話番号、自動車登録番号、車載器情報、ETC カード番号など、必要な個人情報を収集いたします。

（３）個人情報の利用及び提供

- ・五会社は、収集したお客様に関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。
 - ① ETC 走行時における障害者割引を適用するために利用する場合
 - ② ETC 走行時における障害者割引の適用に付随する業務に利用する場合
 - ③ お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 - ④ 道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- ・五会社は、お客様に関する個人情報を、次の場合を除き、お客様ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
 - ① お客様に所定のサービスを提供するために、お客様の ETC カードの発行クレジットカード会社又は ETC 走行時における障害者割引の適用がある五会社以外の有料道路管理者に必要な最低限の情報を提供する場合
 - ② お客様にご了承いただいたうえで第三者に提供する場合
 - ③ 法令により開示を求められた場合

（４）個人情報の適正管理

- ・五会社は、ETC 走行時における障害者割引の適用に関して、お客様により良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。
- ・五会社は、収集した個人情報が ETC 走行時における障害者割引の適用に必要ななくなった場合は、速やかに消去または破棄いたします。
- ・五会社は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適切な管理を行います。

（５）個人情報の処理に従事する者の責任

- ・ETC 走行時における障害者割引の適用に関して、個人情報の処理を行う職員、あるいは行った職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用いたしません。

（６）個人情報の処理に関する外部委託

- ・五会社は、利用目的の範囲内の必要な事務を委託するために事務処理会社に個人情報を提供する場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客様の個人情報の漏えい等ないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

（７）個人情報の開示とその訂正

- ・五会社は、自らが保有する個人情報ファイルの存在、概要等を明らかにいたします。また、お客様から自ら個人情報の開示のお申し出があったときは、ETC 走行時における障害者割引の適用業務の遂行に著しい支障をおよぼす場合又は法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客様に開示いたします。
- ・五会社は、個人情報の開示を受けたお客様から、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申し出があったときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該お客様に対して報告いたします。

（８）個人情報の保護管理者

- ・五会社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。
- ・個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する職員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

（９）ご意見対応

- ・五会社は、個人情報の利用、提供、開示または訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

（１０）お問合せについて

- ・お客様の個人情報に関する手続きのお問合せについては、有料道路 ETC 割引登録係（045-477-1233、受付時間：平日9時～17時）でお受けいたします。